JICFS/IFDBの提供及び利用に関する契約書（案）

一般財団法人流通システム開発センター（以下、甲）とJDP事業者名（以下、乙）は、甲が管理・運営するJANコード統合商品情報データベース（以下、JICFS/IFDB）の提供及び利用に関する契約（以下、本契約）を締結する。

1. （目的）
   1. 本契約はJICFS/IFDBについて、次の各号に関する条件を定める。
      1. 甲から乙への提供
      2. 乙による利用
      3. 乙からエンドユーザーへの提供
   2. 乙は、JICFS/IFDBが流通業界における流通情報システムの基盤となることを理解し、甲が実施する普及啓発活動に協力する。
2. （JICFS/IFDBデータの提供）
   1. 甲は、別紙1「JICFS/IFDBデータ一覧」記載の内容・提供方法により、JICFS/IFDBに登録されているデータ（以下、JICFS/IFDBデータ）を乙に提供する。
   2. JICFS/IFDBデータに、個人情報が含まれている場合、甲はその個人情報を削除して提供する。
   3. JICFS/IFDBデータの内容、提供方法に重要な変更が生じる場合は、30日前までに甲から乙に通知する。
3. （JICFS/IFDBデータの利用）
   1. 乙は、本契約の有効期間中、甲が提供するJICFS/IFDBデータを甲の管理するサーバーにアクセスして下記目的のために利用することができる。
      1. 自社の業務処理
      2. 第5条及び第6条の規定による、エンドユーザーへの提供
   2. 乙は、甲が承諾する前項以外の方法により、JICFS/IFDBデータの提供を受け、利用することができる。
4. （利用対価の支払）
   1. 乙は甲に対し、第２条第１項記載のJICFS/IFDBデータの提供を受け、利用する対価として、年間1,920,000円（消費税別）を、甲の指定する期日までに甲の指定する銀行口座に振り込んで支払わなければならない。振込手数料は乙が負担する。
   2. 本契約は利用対価が支払われたときに成立し、乙はその時からJICFS/IFDBデータの提供を受け、利用することができる。
5. （商品データの提供）
   1. 乙は、甲から提供を受けたJICFS/IFDBデータ及び、乙がJICFS/IFDBデータを複製・編集したデータをエンドユーザーに提供することができる（JICFS/IFDBデータ、JICFS/IFDBデータを複製・編集したデータの両者を、以下、商品データ）。
   2. エンドユーザーとは、乙から商品データの提供を受け、自社の業務処理に利用する小売業者・卸売業者・製造業者等をいう。乙は、エンドユーザーに商品データを提供するときは利用者をそのエンドユーザーに限定しなければならない。子会社あるいは関連会社であっても法人格が別の場合には自社には含まない。
   3. 乙は、商品データの提供先が、エンドユーザーに該当するか疑義が生じたときは、甲の判断を受けなければならない。
   4. 乙は、エンドユーザーへの商品データの提供料金を独自に設定することができる。
   5. 乙は、JICFS/IFDBデータが甲の著作物であることを認め、著作権が乙に移転しないことを認める。
6. （エンドユーザーへの商品データの提供条件）
   1. 乙がエンドユーザーに商品データを提供するときは、乙はエンドユーザーが次の各号の商品データ利用条件を遵守するよう指導監督しなければならない。
      1. エンドユーザーは乙から提供された商品データを自社の業務処理のためにのみ利用し、第三者に提供してはならない。
      2. エンドユーザーは商品データが第三者に漏洩したことを発見した時は直ちに乙に連絡し、その指示を受けなければならない。
      3. エンドユーザーは甲、乙の商標を利用する権利を有しない。
   2. エンドユーザーが前項各号記載の条件に違反していることが判明した場合、乙は甲に直ちに連絡し、その指示を受けなければならない。
   3. エンドユーザーによる商品データの利用が本条第1項各号記載の条件に違反している場合、甲は乙に対し、エンドユーザーによる利用の是正を求めることができる。甲による請求後30日以内にその是正がなされなかった場合、甲は乙に対し、当該エンドユーザーに対する商品データの提供を禁止することができる。
   4. 前三項の適用は、乙からエンドユーザーへの商品データの提供が有償・無償であるかを問わない。
7. （JICFS/IFDBデータ提供の停止）
   1. 乙の商品データの利用、及び乙によるエンドユーザーへの商品データの提供（エンドユーザーが第三者に商品データを利用させた場合を含む）が、甲の利益を害すると甲が判断した場合、甲は乙に通知してその是正を求めることができる。
   2. 乙が前項の通知を受けた後、30日以内にその是正がなされなかった場合、甲は乙に通知して、乙へのJICFS/IFDBデータの提供と、乙のJICFS/IFDBデータの利用を停止することができる。
   3. 乙は前項により利用を停止された場合、15日以内に乙の管理する商品データを破棄しなければならない。
   4. 甲は前項に基づく商品データの破棄が確実に履行されたかを乙に対して調査し確認することができる。
8. （商標の使用許諾）
   1. 乙は、JICFS/IFDB普及啓発のため、乙がエンドユーザーに提供する商品データ中に、JICFS/IFDBに基づき作成されたことを記載しなければならない。
   2. 乙は、商品データのタイトルの一部に、甲の下記登録商標を使用することができる。



（登録番号 第4988226号）



（登録番号 第4988227号）

* 1. 乙は、商標の使用にあたっては、事前に書面（電子データ含む）による甲の承諾を得なければならない。

1. （報告）
   1. 乙は、エンドユーザーへの商品データの提供に関する情報を記録し、甲の要求により、その記録を報告しなければならない。
   2. 前項の報告は、乙からエンドユーザーへの商品データの提供が、有償・無償であるかを問わない。
   3. 乙は甲が要求した場合、乙による商品データの利用に関する資料を甲に提出しなければならない。
2. （免責）
   1. 甲が乙に提供するJICFS/IFDBデータは、甲が事業者等からデータを入手し、作成するものであって、事業者等から提供されたデータの信頼性あるいはそのデータが第三者の権利を侵害するか否かについて、甲は責任を負わず、それに起因する損害賠償の責めを負わない。
   2. 乙からエンドユーザーへの商品データの提供及びエンドユーザーによる商品データの利用について、甲は責任を負わず、それに起因する損害賠償の責めを負わない。
   3. 本契約により乙が損害を被った場合に、甲が乙に対して支払う賠償額の上限は、1年分の利用対価の範囲内とする。
3. （作業及び不可抗力によるJICFS/IFDBデータ提供の停止）
   1. 甲はコンピュータその他の機器のメンテナンス作業、その他必要のため、事前に通知して乙へのJICFS/IFDBデータの提供を停止することができる。その場合、甲は乙に対する損害賠償その他の責めを負わない。
   2. 天災地変その他、甲の責に帰すべからざる事由（通信回線・電力その他公共インフラの不具合等）により、乙がJICFS/IFDBデータの利用ができなかったとしても、甲は損害賠償その他の責めを負わない。
4. （機密保持）
   1. 甲及び乙は、本契約の履行に関して、機密の表示をして相手方から提供された情報・資料について、善良なる管理者の注意義務をもって、その機密を保持する。
   2. 機密情報・資料には次のものを含まない。
      1. その時点で公知であった情報・資料
      2. 既に保有していた情報・資料
      3. 第三者から適法に入手した情報・資料
   3. 本条の機密保持義務は、本契約終了後も存続する。
5. （個人情報保護）
   1. 個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」記載の内容を遵守するものとする。
6. （譲渡禁止）
   1. 乙は、本契約上の権利・義務を、甲の文書による承諾なく、第三者に譲渡・承継させてはならない。
7. （解除）
   1. 甲乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて催告しても是正されない場合には、本契約を解除することができる。
   2. 甲乙は、相手方が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、催告することなくただちに、本契約を解除することができる。
      1. 手形又は小切手の不渡処分を受けたとき。
      2. 民事保全・民事執行・担保権の実行・滞納処分を受けたとき。
      3. 破産・民事再生・会社更生の申立をし、又は申立を受けたとき、もしくは清算に入ったとき。
      4. 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき。
      5. その他財産状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
8. （本契約終了に伴う処置）
   1. 本契約が期間満了・解除その他の原因により終了したときは、乙は商品データの利用及び、エンドユーザーへの提供をしてはならない。
   2. 乙は、本契約が期間満了・解除その他の原因により終了したときは、複製・編集されたものを含めて商品データを15日以内に全て破棄しなければならない。
   3. 前項の規定は乙のコンピュータ・システム内部に記録されているものを含み、また、記録媒体を問わず適用される。
9. （期間）
   1. 本契約の有効期間は2018年4月1日から2019年3月31日までの1年間とする。
   2. 本契約の有効期間が満了する90日前までに、甲乙いずれの当事者からも、書面による契約終了の意思表示が無い場合、本契約は自動的に1年間更新され、その後も同様とする。
   3. 本契約が前項により更新される場合、乙は甲に対し第4条第1項記載の利用対価を期間満了の1か月前までに支払わなければならない。
   4. 本契約が本条第2項により更新された後、本契約が終了する場合、乙が次の各号に定める全ての事由に該当するときには、甲は本契約終了後の期間に対する利用対価について月割りで返金する。なお1ヶ月に満たない期間については返金しない。返金に掛かる振込手数料は乙の負担とする。
      1. 乙が甲に本契約を終了する旨を、終了の90日前までに文書で通知していること。
      2. 乙が甲に本契約終了後の期間に対する利用対価を前払いしていること。
      3. 甲により乙のJICFS/IFDBデータの利用停止理由のないこと。
10. （反社会的勢力の排除）
    1. 甲乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、当該相手方に対して何らの通知、催告を要せずに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
       1. 反社会的勢力である場合。
       2. 代表者又は実質的に経営権を有する者が反社会的勢力である場合。
       3. 反社会的勢力への資金提供を行うなど反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与した場合。
    2. 前項に基づき解除された当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができない。
11. （協議解決）
    1. 本契約の解釈に疑義が生じた場合、又は本契約の定めのない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議し解決する。
12. （管轄裁判所）
    1. 本契約に関して生じた一切の紛争処理については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
13. （JICFS/IFDB再販業者利用許諾契約の終了）
    1. 甲乙間で本契約が締結されたことにより、現行のJICFS/IFDB再販業者利用許諾契約は2018年3月31日をもって終了する。
    2. 本契約は、2018年4月1日から適用する。

（以下余白）

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2018年4月1日

甲）東京都港区赤坂7－3－37

プラース・カナダ内

一般財団法人 流通システム開発センター

会　長　　 林　　洋和　　　印

乙）JDP事業者名

福岡県福岡市博多区博多駅前 4-8-15

博多鳳城ビル5F

株式会社 ミリオネット

代表取締役 大井 啓伊　 印

別紙１

JICFS/IFDBデータ一覧

JICFS/IFDBデータの標準的な提供方法及び、概要は以下の通りである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| データ名 | JICFS/IFDB商品情報  （JAN、ITF、内訳） | メーカー名称データ |
| 区分 | 差分 | 差分 |
| 提供サイクル | 日次 | 日次 |
| 提供方法 | FTP（インターネット） | FTP（インターネット） |
| データの概要 | 個々のJANコードや集合包装用商品コードに対して、当該コードの設定されている商品の商品情報が含まれたデータ | 個々のGS1事業者コードに対して、当該コードが貸与されている登録事業者の、事業者名と都道府県及び市区郡レベルの所在地情報が含まれたデータ |

なお、JICFS/IFDBデータについての詳細は、「JICFS/IFDB　JDP提供用データ仕様書」による。

以上

別紙２

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報）

第２　本紙契約における｢個人情報」とは、本契約の履行に関連して知り得た相手方が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密の情報であるかを問わない。）をいう。

（目的外利用及び提供の禁止）

第３　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き本契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（秘密の保持）

第４　乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第５　乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第６　乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

（移送・送信）

第７　乙は、個人情報の移送又は送信に際しては、個人情報の外部流出等を防止するため、データを暗号化し、又は暗号鍵やパスワードを用いるなど適切な方法を取らなければならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、甲が承諾したときを除き、本契約により個人情報を取り扱う業務について、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の承諾を得て第三者にその処理を再委託する場合には、再委託する相手方との契約において個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

（立入調査）

第９　甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（資料等の保存）

第１０　乙は、本契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等については、入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保存管理しなければならない。

（事故報告）

第１１　乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（資料等の返還）

第１２　乙は、本契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等については、本契約が終了、又は解除された場合には、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（資料等の廃棄）

第１３　乙は、本契約による業務を処理するため甲から提供を受けた、又は乙が自ら作成した個人情報が記録された資料等（第１２の規定により甲に返還するものを除く。）については、この契約が終了、又は解除された場合には、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第１４　乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（その他）

第１５　乙は、前第１から第１４に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。